

マンハイム協定と統一労働組合思考

——西独労使関係の一考察——

増 田 正 勝

目 次

- I 序 論
- II 統一労働組合の生成
- III 統一労働組合思考の形成
- IV マンハイム協定と統一労働組合思考
 - 1. マンハイム協定
 - 2. マンハイム協定の成立事情
 - 3. マンハイム協定の評価
- V 結 論

I 序 論

今日、西ドイツの大企業は、労資対等を原則とする労資共同決定制度のもとに置かれている。1976年の新共同決定法では一步後退することになるが¹⁾、労資同数の原理は維持されている。およそ500社が共同決定法の適用下であり、そこには約470万人の被用者が就業している²⁾。

この労資共同決定制度を今日まで支えてきた重要な要因として、統一労働組合の存在を見過ごすことはできない。もっとも西ドイツの労働組合が全体として単一の組織体に統合されているというわけではない³⁾。ここで統一労働

組合 (Einheitsgewerkschaft) というとき、ドイツ労働組合運動における長い分裂の歴史を想起しなければならない。周知のように、政治的・宗教的立場の相違に応じて、社会主義的な自由労働組合 (die freien Gewerkschaften)、キリスト教労働組合 (die christlichen Gewerkschaften)、自由主義的なヒルシュ・ドゥンカー労働組合 (die Hirsch-Dunckerschen Gewerkschaften) に分裂していた。このような派別労働組合 (Richtungsgewerkschaft) に対置させて、統一労働組合の概念は理解される。

ドイツ労働組合総同盟 (DGB) は、1949年、初代議長ハンス・ベックラーの指揮のもとで、統一労働組合として結成された。今日では17の単位労働組合を傘下におさめ、およそ800万人の組合員を擁している。それは、全組織労働者の83%にあたり、DGBは西ドイツ最大のナショナル・センターとなっている。組織の規模もさることながら、「統一労働組合的構造が純粋に仕上げられている点できわめて特異である⁴⁾」といえよう。フランスやイタリアの労働組合は政治的に分裂し、イギリスではさまざまな組織原理に立った多数の労働組合が分立している。オーストリアの労働組合総同盟 (ÖGB) はその内部に五つの派別労働組合をかかえている。

西ドイツの統一労働組合を支えている基本的思考は二点に要約することが

- 1) 1951年のモンタン共同決定法は、いわゆる“第11番目の人物”(中立的監査役)に関する規定を含んでいたが、新共同決定法ではこの規定はなくなり、賛否同数になった場合には監査役会議長がもう一度投票できることになっている。議長の選出には3分の2の多数決を必要とするが、1回目の投票で決まらなかった場合には、単純多数決によって、資本側が議長を、労働側が副議長を選出することになる (Mitbestimmungsgesetz, 1976, §. 27.)。したがって監査役会の構成は労資同数であるにもかかわらず、資本側は優位に立っている。
- 2) 経営組織法、人事代表法などの適用下にある被用者を含めると、約1,860万人 (総被用者数の85%) が経営参加制度に関わっている。
- 3) 四つの労働組合連合体がある。カッコ内の数字は1980年の組合員数を示している。
 - ①ドイツ労働組合同盟 (Der Deutsche Gewerkschaftsbund, DGB, 7, 882, 527),
 - ②ドイツ公務員総同盟 (Der Deutsche Beamtenbund, DBB, 821, 012),
 - ③ドイツ職員労働組合 (Die Deutsche Angestellten Gewerkschaft, DAG, 494, 874),
 - ④キリスト教労働組合総同盟 (Der Christliche Gewerkschaftsbund Deutschlands, CGB, 288, 170)
 (Jühe, R. / Niedenhoff, H.-U. / Pege, W.: *Gewerkschaften in der Bundesrepublik Deutschland. Daten, Fakten, Strukturen*, 2. Aufl., Köln 1982. による。)

できる。1) 政党政治的自由 (die parteipolitische Freiheit) と、2) 政治的・世界観的中立性 (die politische und weltanschauliche Neutralität) である。前者は、労働組合の政党からの独立を意味し、後者は、一定の信条を組合加入の条件としないことを意味している。この統一労働組合原理を自明の組織原理として採用することによって、西ドイツの労働組合はブリーフスのいう、いわゆる「強固な労働組合⁵⁾」 (die befestigte Gewerkschaft) に成長してきた。もっとも DGB が一定の政治的傾向から完全に自由であったわけではない。社会民主党 (SPD) との間関係は依然として親密である。しかしながら、上記の基本的思考は今日まで原則として受容されてきたとあってよからう。

二つの原理のうち、前者は、とりわけ自由労働組合と社会民主党との間の確執を通して徐々に獲得されてきた原理である。後者は、キリスト教労働組合の生成と発展を経て体得されていった原理である。本稿では前者の原理、つまり労働組合の政党からの独立という原理の歴史的生成過程を考察してみる。この場合、1906年、自由労働組合の代表レーギエンと社会民主党の党首ベーベルとの間で取り交わされた“マンハイム協定”に焦点を合わせる。それは労働組合の政党からの独立と、両者間の同格性をはじめて公式的に確認したものであった。われわれは、まず“マンハイム協定”へ向かって時間軸を逆にたどっていこう。

II 統一労働組合の生成

1946年、イギリス占領区のビーレンフェルトで最初の労働組合会議が開催された。創設さるべき統一労働組合の組織問題が中心テーマであった。この

4) Breum, Walter u.a.: *Die Gewerkschaften der BRD. Mitglieder-Theorie-Politik*, Hamburg 1981, S. 10.

5) Briefs, Goets: *Zwischen Kapitalismus und Syndikalismus. Die Gewerkschaften am Scheideweg?* München 1952, S. 86.

会議で指導者の一人は次のように述べた。「統一労働組合の創設にあたった人々は、1933年にヒトラーが労働組合運動を比較的容易に始末できたのは、その原因の大部分をドイツ労働組合運動の分裂に帰することができるのだ、という考えから出発していた⁶⁾」と。

ところで、ワイマール末期から第三帝国前夜にかけて労働組合が示した政策と行動が、はたしてどこまで労働組合自体の崩壊とナチス独裁の成立に寄与することになったかについては、戦後ながい間ほとんど公然と論議されないうままに放置されてきた。70年代の半ばになってようやくモムゼンやバイエルらによって、この問題の解明に手が加えられはじめることになる⁷⁾したがって、労働組合運動の分裂が敗北の決定的な原因であったとするDGB創設者たちの見解は、決して十分な問題解明に基づいて生まれたものではなく、むしろひとつの信念ともいうべきものであった。それは、労働組合運動の統一があればファシズムの出現を食い止めることができたであろうか、という反問に確答できる性格のものではなかった。しかしながら、この、多分に自戒に満ちた指導者たちの信念は、労働組合の再建期に強い説得力をもって人々に迫り、統一労働組合の創設に結集させたのである。この意味において、それは一定の政治的機能を果たした。

最初の統一労働組合はアーヘンで設立された。1945年3月18日のことで、いまだ連合軍はベルリンへ向けて進攻中であり、終戦まではまだひと月余り

6) *Protokoll der Gewerkschaftskonferenz der britischen Zone vom 21. bis 23. August 1946 in Bielefeld*, hrsg. vom Gewerkschaftlichen Zonensekretariat, Bielefeld 1946, S. 52. (In: *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*, hrsg. von Borsdorf, U. / Hemmer, H.O. / Martiny, M., Frankfurt a. M. 1977, S. 218.)

7) たとえば1975年の *Gewerkschaftliche Monatshefte* 誌7月号はこの問題の特集している。以下の論稿が掲載されている。

Mommsen, Hans: Gegenwartshandeln und geschichtliche Erfahrung. Die Gewerkschaft und die Konsequenzen des Frühjahrs 1933. Beier, Gerhard: Gleichschaltung und Widerstand. Zum Verhalten der deutschen Gewerkschaften im April 1933. Skrzypczak, Henryk: Krise-Taktik-Strategie. Gewerkschaftspolitische Leben der Weimarer Endphase. Engelmann, Bernt: Der Feind steht rechts, nicht links.

もあった。アーヘン地区の労働組合の各派代表は、同地区が占領下に入るとともに1944年10月、アメリカ軍事政府に対して労働組合設立の意向を打診した。そして、連合軍のケルン突入後1週間して、これに対する認可が与えられたのであった。アーヘン地区では、政党や宗教の違いを超えてすべての労働者・職員・公務員を包括した中央組織としての統一労働組合が構想されていた。その後、占領下のドイツ各地で次々と労働組合が再建されていくことになるが、アーヘンで最初に設立された統一労働組合が基本モデルとなった。

のちにDGBの初代議長となるハンス・ベックラーも同様の構想を描いていた。「労働者・職員・公務員をただひとつの同盟(Bund)に集結させようということについては意見の一致があった。統一労働組合、これが好意あるすべての人々の目標であった⁸⁾」「同盟は、単なる上部組織(Dachorganisation)としてではなく、統一労働組合、つまり唯一の労働組合として、17の産業別ないし職業別集団を整然と中央化しながら、すべての労働者・職員・公務員を包括すべきものである⁹⁾」「労働組合の国家や官庁、企業や政党からの独立は、必要不可欠の条件である。従属は拘束と強制を意味し、それは、同盟が表明している民主主義の基本的姿勢にまさに逆行するものである。統一と一致はまた、人種や宗教、政治的信条の区別なく自由に加入できることを条件づけるものである⁹⁾」

ミュンヘンにおけるDGB創設会議(1949年)に至るまでの経過をみると、ベックラーのこのような構想はそのまま実現されなかった。統一労働組合を中央集権的な単一組織としてとらえる構想は、イギリス占領区政府の強い反対に出合った。形の上ではナチスの“労働戦線”とあまりにも似通っていたからである。また、職員と公務員を結集する試みもうまくいかなかった。1947年4月に結成されたイギリス占領区のDGBは、職員層を全体として包括することはできなかった。一部の職員層は独自の組織を志向し、すでに1945年

8) Böckler, Hans: Einige Erläuterungen zur Absicht der Wiederrichtung einer Gewerkschaft, 1945. (In: *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*, S. 271.)

9) Ders., a. a. O., S. 272.

にイギリス占領区では職員労働組合が設立されており、それは、1949年のドイツ職員労働組合 (DAG) の創設へつながっていった。公務員は、はじめは全く未組織のままであったが、1950年になってドイツ公務員同盟 (DBB) を結成することになる。

結局、統一労働組合の組織原理として有効に働いたのは、ベックラーの後半の構想、つまり政党からの独立と政治的・宗教的信念の自由という二つの統一労働組合原理であった。少なくとも1949年のDGB創設の時点では、戦前の派別労働組合による分裂を克服しようとする所期の目的は、一応達成されたといえよう。その後、DGB指導部の左傾化とともに、1955年DGBから離反してドイツ・キリスト教労働組合運動 (CGD) が生まれ、1959年にはそれが母体となってドイツ・キリスト教労働組合総同盟 (CGB) が結成されることになるが、今日までその総組合員数が30万人を超えることはなかった。多くのキリスト教被用者はDGB内部に留まっている。前述の統一労働組合原理は、現在までのところ大きく崩れることなく維持されているとみてよいであろう。

ところで、このように統一労働組合思考が結実するには、すでに戦前ににおいていくつかの重要な布石が打たれていた。そのいくつかの布石を次節においてとりあげてみよう。

III 統一労働組合思考の形成

1933年4月28日、三つの派別労働組合の代表者たちは、統一労働組合を結成することを決定した。同年5月2日には労働組合が禁止され、各地の労働組合会館はナチス突撃隊 (SA) によって占拠され、自由労働組合は崩壊し、5月10日にはドイツ労働戦線 (DAF) が発足し、6月に入るとキリスト教労働組合も解体に追い込まれることになる。たしかにそれはあまりにも遅すぎた決定であった。しかし、この決定は戦後の統一労働組合結成へ直接つなが

る出発点となっていく。その歴史的意義は大きいといえよう。

ライパルト (Leipart, Theodor), ロイシュナー (Leuschner, Wilhelm), シュプリーツ (Spliedt, Franz), グラースマン (Graßmann, Peter) らが自由労働組合を代表し, シュテッガーヴァルト (Stegerwald, Adam), オッテ (Otte, Bernhard), ブラウアー (Brauer, Theodor), カイザー (Kaiser, Jacob) らがキリスト教労働組合を, レンマー (Lemmer, Ernst) がヒルシュ・ドゥンカー労働組合を代表していた。以下のような決議がなされた。

統合労働組合の指導者集団 (Führerkreis der vereinigten Gewerkschaften)

国民革命によって新しい国家が生まれた。この国家は、ドイツ国民の全勢力を統一的に総括し、その効果を強権的に発揮させようとしている。この国家は、このような国民的統一意志と権力意志からして、階級的分裂や国民に敵対する国際性とは無縁である。この事実を、全体としてのドイツ国民に、また各々の職業身分に、そしてまた一人一人に、この国家に対して各自の態度を決定することを余儀なくしている。

ドイツ労働組合は、それが、過去のあらゆる分裂を乗り越えて唯一の包括的な国民的労働組織へ結集するとき、ドイツ国民の全勢力をより強力な統一へ統括しようとする新しい国家の偉大なる使命に、もっともよく貢献することができるであろう。

それゆえ、一般ドイツ労働組合総同盟 (ADGB) の総同盟指導部、キリスト教労働組合総同盟の中央指導部、ドイツ労働組合連盟 (ヒルシュ・ドゥンカー) の中央指導部は、組織の改革と統一を目標として、既存の上部団体・職業別団体を統合する意思があることを表明する。

この目標に対する準備と目標実現のために、指導部は、それぞれの派別労働組合代表 3 名によって構成された指導者集団 (Führerkreis) を設立する。

この指導者集団は以下の任務をもつものとする。

1. 統一労働組合の精神的基礎を明らかにし、これを確定する。
2. 各職業別団体の指導部と交渉して、それらを組織的に総括するための前提をつくり出す。
3. 統合労働組合の同盟を技術的に準備し、定款を作成し、指導者の人数およびその人選に関する指導部の人事問題を解決する。
4. 統一労働組合の実践的目標を設定する。その場合、以下のことが顧慮されなければならない。
 - a) 労働組合は、男女労働者の社会的・経済的利益を代表する有資格団体である。
 - b) 労働組合活動の究極目的は、ドイツ労働者身分の道徳的・文化的・国家的・経済社会的生活権を確保するための前提としての、健全なる国家および国民の促進である。
 - c) 宗教的基礎は、それが有する国家・社会建設的意義において尊重され、かつ承認される(傍点は引用者)。
 - d) 労働組合は、政党政治的に完全に自由でなければならない。
5. 政府および他の責任ある当局と交渉を行う。
6. 資産および負債を共同管理へ移行する。
7. 諸団体、地方・地区委員会、連合体、書記局などの動産・不動産を共同設備として認め、これらを共同利用に役立たせる。

指導者集団は、すべての指導部の委任を受け自主的かつ強制的に行動する。
指導者集団は、専門家を協議に参加させ、彼らに助言を求めることができる。
指導者集団は、特殊な分野について小委員会を設けることができる¹⁰⁾

この決議文の前半には、ナチス独裁政権を意識した体制順応的な口調がみられるが、全体としては、統一労働組合を結成することによって、まさに労働組合の存立それ自体を否定しようとする第三帝国に対する強い抵抗の意思が貫かれている。たしかに遅すぎたとはいえ、ここに示された統一労働組合

10) Der „Beschluß“ des Führerkreis der vereinigten Gewerkschaften. (In; *ebenda*, SS. 234—235.)

思考は、労働組合解体ののちも組合指導者たちの共通の基盤となり、ファシズム崩壊後に開花することになる。

ボルスドルフらは、この決定の歴史的意義を以下のように評価している。

「各派代表者たちによる“決議”は、ドイツ労働組合の歴史において重要な基本的事実である。遅きに失したとはいえ、本質的なものは生み出された。長年の対立、互いの中傷、実りなき並立ののちに、統一労働組合は、派別労働組合の共通の目標として確認されたのである¹¹⁾」「それは、圧迫とそれに続くテロの時代に各派労働組合の活動家たちの共同行動の基礎となった¹¹⁾」

ナチス独裁の成立とともに、労働組合指導者たちは、ドイツ国内に留まってレジスタンス活動に入るか、あるいは逮捕を恐れて国外へ亡命していった。国内では、ロイシュナーを中心としてレジスタンス・グループが形成されていた。ロンドン、スウェーデン、フランス、スイスでは、有力な亡命者グループが結成されていた。これらのグループはいずれもファシズム崩壊後の労働組合再建をめざして具体的な行動プログラムを作成していた。この場合、1933年4月の“決議”が共通の出発点となっていた。たとえば、ロンドン亡命者グループは、1945年（推定）に『新しいドイツ労働組合運動——統一ドイツ労働組合総同盟の綱領案』と題する32頁の小冊子を出している。「労働組合運動の統一は、真の寛容性に基づいて、被用者に属しているすべての人々を、しかも宗教的・世界観的相違を超えて民主的刷新をめざす共通の意志をもったすべての人々を包括する¹²⁾」としている。組織原則として、ふたたびこの点を強調して「労働組合は、被用者の自由意志に基づく団結であり、一定の人種や宗派あるいは一定の政治的見解を組合加入の条件としない¹³⁾」と述べ、「活動的なナチスおよびその他のファシズム的な活動分子は労働組合に加入させない¹³⁾」と付け加えている。

11) Borsdorf, Ulrich / Hemmer, Hans O. / Martiny, Martin (Hrsg.) : *Grundlage der Einheitsgewerkschaft. Historische Dokumente und Materialien*, Frankfurt a.M. 1977, S. 219.

12) *Die neue deutsche Gewerkschaftsbewegung. Programmvorschlage fur einen einheitlichen deutschen Gewerkschaftsbund*, London o.J. (1945), S. 3.

ワイマール共和国の崩壊、ナチス独裁の出現、そして労働組合運動の解体という一連の政治的危機状況が、組合指導者たちを労働組合の統一へ向けて結束させた。ワイマール初期にも一時的に派別労働組合が統一行動をとったことがあった。1920年3月のカップの反乱にさいして、三派労働組合は政府の要請に応じて、一致してゼネスト体制に入った。しかし反乱鎮圧後にはふたたび元の分裂状態に戻ってしまう。結局、統一労働組合思考を成熟させるには、労働組合運動それ自体の壊滅という高価な犠牲を払わなければならなかったのである。

ところで、統一労働組合思考の形成にとってもうひとつの重要な要因は、経済的危機状況であった。労働組合の存立がもともと被用者の利益代表機関であるところから由来していることを考えれば、経済的危機は政治的危機にもましてはるかに本質的である。しかしながら、ドイツ労働組合運動は、分裂の不利益を自覚しつつも、ワイマール末期に至るまでは統一へ向けて具体的に論議を展開することはなかった。1918年のいわゆる“11月協定¹⁴⁾”は、使用者団体と三つの派別労働組合との間で取り交わされたものであったが、労働組合の統一化論議への契機とはなり得なかった。

1931年10月、統一労働組合の結成に関してはじめて派別労働組合の間で論議が展開された。最初の問題提起者は、ヒルシュ・ドゥンカー系の金属労働者労働組合の雑誌 *Der Regulator* 誌であった。経済不況下における使用者側の一方的な労働協約の破棄や賃金カットに対して、すべての金属労働者が共同の防衛戦線を形成してそれに対抗すべきであると主張した¹⁵⁾ これに対してすぐに共鳴が生じた。自由労働組合の「もっとも重要な柱¹⁶⁾」であるドイツ金属労働者同盟(DMV)の新聞 *Metallarbeiterzeitung* が、同じく労働戦線の

13) Ebenda, S. 5.

14) Das Abkommen über die Zentralarbeitsgemeinschaft. (15. November 1918)

15) Kaefer, Julius: Sturm auf die Gewerkschaften, in; *Der Regulator. Wochenschrift des Gewerksvereins Deutscher Metallarbeiter*, Nr. 22, Jg. 47 von 23. Oktober 1931. (In: *Grundlage der Einheitsgewerkschaft*, SS. 196—197.)

16) Kurth, Josef: *Geschichte der Gewerkschaften in Deutschland*, 4. Aufl., Hannover / Frankfurt a.M. 1965, S. 74.

統一を訴えた。「労働者運動の統一こそ、経済と政治における反動に対する防衛のための、第一の最も重要な自助領域ではないか。われわれが一つになろうとすることを、われわれは自主的に決めるのだ。ヒトラーにもフーゲンベルクにも、またモスクワにもお伺いをたてる必要はない¹⁷⁾」と。

続いて、ヒルシュ・ドゥンカー系の *Der Regulator* 誌は、労働組合の統一形成にさいして応えるべき三つの問題を提起した。第一は、労働組合の政党政治的中立性に関するもので、「将来の労働組合はすべての政党の労働者を包括すべきである¹⁸⁾」とした。第二には、「すべての組合員に対して、宗教的・文化政策的な信念の自由が完全に保証されるべきこと¹⁸⁾」第三には、「労働組合運動は、共産主義的・ボルシェヴィズム的な革命扇動に対して断固闘うべきこと¹⁸⁾」とした。これは自由労働組合に対して向けられた問い掛けであった。

Metallarbeiterzeitung の主筆のクンマーは、第三点に立ち入らずに、この二点についてはこれを自明のこととして、統一的組織の必要性を同じく強調した¹⁹⁾ もっとも特記すべき反応は、ADGB 議長ライパルトのそれであった。彼は ADGB の機関紙 *Gewerkschaftszeitung* の中で、ヒルシュ・ドゥンカー労働組合によって提出された三つの問題に答えようとした²⁰⁾ 第一と第二の問題については、クンマーと同様に全く異存がないし、自由労働組合の本来の基本的見解に他ならないことを強調した。第三の問題については結局確答を避けた。その背後には、依然として続いている社会民主党と共産党 (KPD) との間の確執が存在した。キリスト教労働組合はこの議論に参加しなかった。シュテッガーヴァルトやカイザーといった労働組合指導者たちは、中央党議

17) Verstärkung durch Vereinigung, in; *Die Metallarbeiter-Zeitung. Wochenblatt des Deutschen Metallarbeiter-Verbandes*, Jg. 49, Nr. 44 vom 31. Oktober 1931. (In: *Grundlage der Einheitsgewerkschaft*, S. 198.)

18) Erkelenz, Anton: Drei Fragen, in; *Der Regulator*. Jg. 47, Nr. 24 vom 20. November 1931. (In: ebenda, S. 201.)

19) Kummer, Fritz: Verstärkung durch Vereinigung. Drei Fragen des »Regulators«, in; *Metallarbeiter-Zeitung*, Jg. 49, Nr. 48 vom 28. November 1931. (In: ebenda, SS. 202—204.)

20) Leipart, Theodor: Eine Antwort auf drei Fragen, in: *Gewerkschaftszeitung*, Jg. 41, Nr. 49 vom 5. Dezember 1931. (In: ebenda, SS. 204—209.)

員として政府・与党に所属していた。彼らの微妙な立場が論議への参加を困難にしていたといえる。しかし、1933年4月の“決議”成立過程にははじめから関わっているから、統一への意思は十分に用意されていたと考えられる。

ドイツ労働組合運動は、ナチス独裁体制成立の前夜になって、はじめて統一労働組合結成の意思を公式的に表明し、その組織原理を明らかにした。強大化する使用者団体の勢力に対して労働組合の統一組織を対抗させなければならないという自覚は、組合指導者たちの念頭にたえず去来していた。それにもかかわらず、それが具体的な行動に結びつくまでには長い年月を要したのである。克服されなければならない二つの大きな障害があった。ひとつは、労働組合と政党との関係であり、他は世界観の問題であった。前者の問題は、とりわけ自由労働組合とドイツ社会民主党との関係に深く結びついているが、キリスト教労働組合と中央党ないしカトリック教会当局との関係にも関わってくる。後者の問題は、ドイツにおけるキリスト教労働組合運動の生成・発展によって提起されてきた問題である。これは、非キリスト教国の日本にはない特殊な問題であるといえる。後者については、稿を改めて論じることにしよう。

IV マンハイム協定と統一労働組合思考

1906年、社会民主党のマンハイム大会において、労働組合と政党との関係を新たに規定する議案が、記名投票によって賛成386、反対5の圧倒的多数で可決された。原案に対して、ベーベル／レーギエンの修正案とカウツキーの修正案が付け加えられる形になっているが、大筋については、社会民主党の党首ベーベルと自由労働組合代表のレーギエンとの間ですでに事前協議がなされていた。最近出版されたミラー／ポットホフの『ドイツ社会民主党小史』に掲載された年表をみると、1906年についてはこう記されている。「大衆ストライキ論争、マンハイム党大会へ継続。労働組合は、“マンハイム協定”にお

いて広範な独立性を承認された²¹⁾」と。まず、このいわゆる「マンハイム協定」(das Mannheimer Abkommen)の全文をみておこう。

1. マンハイム協定²²⁾

カッコ ([]) によってくくられた部分は、原案に対して修正案として付け加えられた部分である。はじめの方の修正案は、ベーベル/レーギエンによって提出されたものであり、あとの方は、カウツキーによって提案されたものである。

I. 党大会は、政治的大衆ストライキに関するイエーナ党大会の決議を確認する。[そして、ケルン労働組合会議の決議がイエーナ決議と相矛盾するものではないという確認に立って、ケルン決議の意味をめぐるすべての紛争は解決したものとみなす。]

党大会は、党組織の強化と拡大、党機関紙の拡張、党員の労働組合への加入、党への労働組合員の加入を要請する決議が尊重されることを、いま一度とくに強く促すものである。

党指導部は、政治的大衆ストライキの必要性があると判断した場合にはただちに労働組合の総委員会と連絡して、効果的に活動を展開するために要請されるあらゆる方策を講ずる。

II. 労働組合は、ブルジョア社会内部で労働者の階級状態を改善していくために必要不可欠の存在である。労働組合は、その重要性において決して社会民主党に劣るものではない。社会民主党は、労働者階級の向上と社会の他の階級に対する労働者階級の同権をめざすところの闘いを、政治的領域で指導するものであるが、しかし、さらにこの直接の課題を超えて、社会民主党はすべての圧制と搾取から労働者階級を解放し、すべての人々

21) Miller, Susanne / Potthoff, Heinrich: *Kleine Geschichte der SPD. Darstellung und Dokumentation 1848-1980*, Bonn 1981, S. 247.

22) Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten zu Mannheim vom 23. bis 29. September 1906, Berlin 1906, S. 305. (In: *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*, SS. 69-70.)

の社会的平等に基づいた生産・交換様式の体制、つまり社会主義的社会の体制を追求しなければならない。これはまさに、階級意識をもった労働組合の労働者が当然追求すべき目標である。したがって双方の組織は、その闘争において相互理解と相互協力に依存しあっている。

労働組合と政党の利益に等しく関わってくる活動にさいして、統一的行動を生み出すために、双方の組織の中央指導部は相互の意思疎通に努めなければならない。

〔しかし、プロレタリア的階級闘争を勝利へ導くために絶対に欠かすことのできない、党と労働組合の思考と行動の統一性を維持するためには、労働組合運動が社会民主主義の精神によって満たされることが必要不可欠である。それゆえ、このような意味において活動することがあらゆる党員の義務である。〕(傍点は引用者)

2. マンハイム協定の成立事情

マンハイム協定は、直接的には政治的大衆ストライキをめぐる論争の産物であった。1905年の第一次ロシア革命の影響を受けて、ローザ・ルクセンブルクを先頭とする社会民主党左派は、政治的大衆ストライキによる大衆蜂起を最重要な闘争手段として主張していた。これに対して、レーギエンに率いられる自由労働組合は1905年5月、ケルンにおける労働組合会議で次のような否定的見解を明らかにした。「現存する人民の権利に対するあらゆる侵害に対して断固闘わなければならない。かかる類の必要不可欠の闘争のための戦術は、他のあらゆる戦術と同様にそのときどきの状況に従うべきものである。それゆえ、本会議は政治的大衆ストライキを宣伝することによって一定の戦術を確定しようとするあらゆる試みを排撃する。本会議は、この種の企てに対して激しく抵抗するよう組織労働者に対して勧告するものである²³⁾」

23) Protokoll der Verhandlungen des Fünften Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands, abgehalten zu Köln a. Rh. vom 22. bis 27. Mai 1905, Berlin o.J. S. 30. (In: ebenda, S. 60.)

他方、SPD は、同じく1905年9月のイエーナ大会において、団結権や選挙権といった基本的権利に対する侵害が行われたり、重要な基本権の獲得が問題になっている場合には、政治的大衆ストライキは有効な闘争手段であることを公式的に表明した。「党大会は“大衆同盟罷業のもっとも包括的な利用”を、場合に依じて (gegebenfalls) もっとも有効な闘争手段のひとつとみなすものである²⁴⁾」

SPD のイエーナ決議は、自由労働組合指導部に激しい拒絶反応をひき起こさせた。レーギエンらは、SPD 首脳部に対して、イエーナ決議を労働組合にとって拘束的なものとして受け取ることを強く拒否した。SPD 党首ベーベルは、労働組合の激しい反対に出合ってレーギエンと交渉せざるを得なくなった。両者の対立を解消するために生み出されたのがマンハイム協定であったが、ベーベルとレーギエンの修正案を付け加えた決議文は、明らかに SPD の譲歩を示しており、文面の至るところに党の面目を失うまいとする姿が垣間見られる。カウツキーの修正案はそれを如実に示している。

ケルン決議とイエーナ決議は矛盾しないとしたこのマンハイム協定を、シュタインベルクは「最高に奇妙な確認²⁵⁾」と評し、次のように述べている。「マンハイムの決定によって、イエーナ党大会の決議は形式的に確認され、同時に事実上破棄されたのである²⁵⁾」と。すなわち、実質的に勝利をおさめたのは自由労働組合のケルン決議であったというのである。マンハイム協定は、社会民主党と自由労働組合の関係にとって新しい時代が到来したことを象徴していた。そこに至るまでの経過をもう少したどってみよう。

1890年、自由労働組合は“総委員会”(Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands)を設置した。本部はハンブルクに置かれた。このよう

24) Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten zu Jena vom 17. bis 23. September 1905, Berlin 1905, S. 142f. (In: ebenda, SS. 61—62.)

25) Steinberg, Hans-Josef: Die Entwicklung des Verhältnisses von Gewerkschaften und Sozialdemokratie bis zum Ausbruch des Ersten Weltkrieges, in; *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung. Zum 100. Geburtstag von Hans Böckler.* hrsg. von H. O. Vetter, Köln 1975, S. 134.

な集権的指導機関を設立するに至った背景には、社会主義者法の廃止によってより大きな活動空間が労働組合運動に開かれたということばかりではなく、90年代はじめの経済不況のきざしの中でますます結束を固めていった使用者団体の動きがあった。これに対抗するためには、いっそう組織思考を拡大するとともに中央指導部によるストライキ支援を行いつつ、経済闘争を展開していかなければならなかった²⁶⁾ 初代議長にはレーギエン (Legien, Carl) が選出された。ようやく30歳になったばかりであった。レーギエンら自由労働組合の指導者たちは、党と労働組合の間に一線を画そうとしていた。総委員会の1891年の *Correspondenzblatt* は次のように述べている。「労働者政党が展開してきたが如き政治的活動と労働組合の任務との相違は、前者が現在の社会組織の変革をめざすのに対して、後者は、かかる社会組織の中において法律により限界を引かれているがゆえに、今日のブルジョア社会に立脚するものであるというところに存している²⁷⁾」これは、政党と労働組合の任務の違いを明らかにすることによって、労働組合の政党からの独立と両者の同格的位置づけを主張しようとしたものであった。

1893年、社会民主党のケルン大会において、レーギエンら組合指導者たちは、「すべての党員が組合へ加入することを義務づけ、かつ党が労働組合に対して強力な援助を与えるべきこと²⁸⁾」を要求した。しかし、この決議案は169対29で否決された。まだわずか32歳になったばかりのレーギエンが「厚顔にも党指導部と、20歳も年上のベーベルに対して²⁹⁾」、いわば自由労働組合指導部の“総委員会”と社会民主党の党指導部との同権性・同格性を主張したの

26) “総委員会”設立の事情については Steinberg, Hans-Josef: a. a. O., S. 125 f. Ritter, Gerhard A. / Tenfelde, Klaus: Der Durchbruch der Freien Gewerkschaften Deutschlands zur Massenbewegung im letzten Viertel des 19. Jahrhunderts, in; *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung*, S. 84 f. ネストリーブケ『独逸労働組合運動史』(協調会訳) 協調会, 1923年, 147頁以下。

27) *Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands*, 1. Jg., Nr. 3, 7. 2. 1891. (zitiert nach Steinberg, Hans-Josef: a. a. O., S. 127.)

28) Steinberg, Hans-Josef: a. a. O., S. 129.

29) Matthias, Erich: Das Mannheimer Abkommen von 1906, in; *Einheitsgewerkschaft und Parteipolitik*, hrsg. von Erich Matthias, Düsseldorf 1982, S. 79.

であった。しかしながら、それは“誇大妄想なり”として冷笑と輕蔑の中に否定された。もともと党指導部と競合するような総委員会の設立それ自体が、いわば一種の「越権行為³⁰⁾」であったのである。労働組合は“政治運動の予備校”“社会主義の新兵学校”として党の指導に服従すべきであるとする考え方がまだ支配的であった。そればかりではなかった。1891年から1893年にかけてのストライキ闘争の度重なる失敗で組合員の脱退が続き、1890年には約29万人いた組合員が、1893年には21万人へと激減していた。他方、社会民主党は、1893年の総選挙で179万票を得て44名の議員を議会へ送り、目覚ましい躍進を遂げつつあった。党指導部には社会主義の終局的勝利も間近いものと思われていた。労働組合の存在には全く重要性は認められず、弱体化した労働組合による先のような要求は、まさに“誇大妄想”としてしか映らなかった。

しかしながら、世紀の変わり目あたりから労働組合は大きく飛躍しはじめる。1895年の組合員数は約25万人であったが、マンハイム協定が成立する1906年には170万人に達している³¹⁾ この10年間に7倍に激増し、社会民主党の党員数40万人を大きく上回ることになる。1906年の社会民主党指導部の年間収

30) Borsdorf, Ulrich u. a. (Hrsg.) : a. a. O., S. 19.

31) 第1次大戦前までの自由労働組合の組合員数の変化は次のようである。

1890年	294,551	1904年	1,052,108
1891年	291,691	1905年	1,344,803
1892年	215,511	1906年	1,689,709
1893年	218,970	1907年	1,865,506
1894年	245,723	1908年	1,831,731
1895年	255,521	1909年	1,832,667
1896年	329,230	1910年	2,017,298
1897年	412,359	1911年	2,339,785
1898年	493,742	1912年	2,553,162
1899年	580,473	1913年	2,573,718
1900年	680,427	1914年	2,075,759
1901年	677,510		
1902年	733,206		
1903年	887,698		

入は約80万マルクであったが、自由労働組合中央機関のそれは約4,160万マルクであった。また、労働組合系議員の社会民主党国会議員に占める割合は、1893年には11.6%であったが、総選挙ごとに増加し、1912年には32.7%に達する。組合専従職員の激増もまた、労働組合の急成長ぶりを物語っている。1900年には269人であったが、組合員数の増加とともに1914年には2,867人になっている。

これらの数字は、労働組合が労働運動内部においてますます重要な地位を占めつつあったことを示している。賃金の引き上げ、労働時間の短縮、その他労働条件の改善、社会保障の整備などによって、労働組合は労働者階級の経済的・社会的地位向上に着実に成果を獲得しつつあった。これは、かつてローザ・ルクセンブルクによって“シシュスフォスの労働（やり甲斐のない仕事）”としてはなはだしく蔑視された仕事であった。しかし、1885年から1910年までの間になされたおよそ100%の実質賃金引き上げは、労働組合の活動なしには考えられないものであった。

社会民主党の指導者たちも、それまでの古い労働組合観に固執することはもはや許されなくなった。ベーベルも1900年になると以下のような労働組合観に到達している。労働組合は「既存の国家秩序・社会秩序に立脚して労働者の状態を改善することを目的とした労働者組織である³²⁾」「……労働組合は政党政治を営むものではなく、労働者政策 (Arbeiterpolitik) を行うべきものである³³⁾」しかし、労働組合員一人一人は、「政党の闘争においては各自の信念に対してそれにふさわしい表現を与えなければならない³³⁾」この場合、「彼がどの政党に加入するかは、彼個人の信念の問題であって、労働組合には、彼の政治的信念を問題にしたり、労働組合の外で彼がいかなる政党に所属すべきかを規定したりする権利はない³⁴⁾」「資本主義の集中化傾向に対して労働者階級の組織における集権化を押し進める必要があるのと同じよう

32) Bebel, August: *Gewerkschaftsbewegung und politische Parteien*, Stuttgart 1900.
(zitiert nach *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*, S. 46.)

33) Ebenda, S. 48.

34) Ebenda, S. 49.

に、企業者の集権化された専門組織に対して、労働者の集権化された統一的労働組合が不可欠となってくる³⁴⁾」

労働組合の活動を“シシュスフォスの労働”とみなす見解はすでに姿を消している。労働組合固有の職分が確認され、その組織力の拡大のためにすでに労働組合の政党政治的中立性が主張されている。ベーベルのこのような見解が、自由労働組合の主導思考であった改革主義に与したものであったのか、あるいは労働組合を政党から離反させないための単なる戦術であったのかは、容易に判断できない問題である。ただわれわれは、ベーベルが党と労働組合の関係について新しい認識を余儀なくされつつあったことを知れば十分であろう。1891年に自由労働組合の“総委員会”によって提起された、労働組合の政党からの独立と両者の同格性という要求は、労働組合の急激な勢力拡大を背景として、党指導部にとってますます避けられないものとなりつつあった。1900年のベーベルの発言は、かかる要求に対する社会民主党の対応を示している。しかし、党大会でそれが公式に承認されるにはさらに6年を経なければならなかった。マッティアスは、マンハイム協定を「当然のかつ満期になった確認³⁵⁾」としてとらえている。すでに事実上、政党に対する従属関係を断ち切って独自の行動原理に基づいて活動を展開していたドイツ労働組合運動の現実を、1906年になってようやく社会民主党指導部は“確認”したのであった。

3. マンハイム協定の評価

1981年11月27日、マンハイム協定75周年を記念してマンハイム大学でシンポジウムが開催された。テーマは「統一労働組合と政党政治」であった。まず、主催者側のマンハイム大学のマッティアス (Matthias, Erich) が問題提起を行い、それに続いてDGB議長のフェッター (Vetter, Heinz Oskar) と

35) Matthias, Erich: a. a. O., S. 80.

36) ハイデルベルク大学の Rainer Lepsius, ベルリン自由大学の Richard Löwenthal, ミュンヘン大学の Gerhard A. Ritter, ケルン大学の Hans-Peter Schwarz の4人であった。

SPD 党首で元首相のブランド (Brandt, Willy) の 2 人が基調講演を行っている。その後で、さらに 4 人の各大学の学者たち³⁶⁾が加わって計 7 人で討論が行われている。

かつて 75 年前にベーベルとレーギエンとの間にただよっていたきびしい対決のムードは全くない。SPD は大きく国民政党内に成長し、1969 年以来政権の座に就いている。かたや DGB は、統一労働組合として巨大な社会的集団に成長し、その余りの強大な社会的影響力のゆえに“労働組合国家” (Gewerkschaftsstaat) が危惧されるほどである。今日、政党と労働組合の関係について改めて論じられなければならない重大な基本問題は、もはやないといってよかろう。フェッターとブランドは、成熟した大人が青春時代を懐かしむかのようにマンハイム協定をながめている。あたかも若き日の自画像をそこにみているかのようである。

フェッターはまず、マンハイム協定を「政党の大敗北、労働組合の大勝利」とみなす、当時も、また今日でも若干の人々によって抱かれている考え方³⁷⁾は「完全な誤りである³⁸⁾」とする。そして、ドイツ労働組合運動の発展のあとを回顧しながら、マンハイム協定を、勝敗の問題としてではなく、つまり党と労働組合との間の勢力争いの問題としてではなく、むしろ当然の歴史的帰結として、その意味ではドイツ労働組合運動の内的必然性の産物として理解しようとする。「マンハイム協定は、労働運動のそれぞれの部分を正しく位置づけ、新たな政治的・経済的發展に対して力の平行四辺形を整備した。双方の組織は、これに基づいて相互に独立性を尊重しつつ、各自に固有の使命を追求することができた。労働運動の政治的・経済的闘争において、双方の組織は、相互に承認し合った各自の機能を遂行することができた——SPD は政治的・議会的空間で、労働組合は経営と労働協約の分野で³⁹⁾」この引用文

37) たとえば東ドイツの労働組合指導者ワルンケの見解。ワルンケ『ドイツ労働組合運動小史』(国民文庫編集委員会訳)大月書店、1954年、50頁。(Warnke, Herbert: *Überblick über die Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung*, 2. Aufl., Berlin 1952.)

38) Vetter, Heinz Oskar: Einheitsgewerkschaft und Parteipolitik, in; *Einheitsgewerkschaft und Parteipolitik*, S. 19.

からもすでに明らかなように、フェッターは、マンハイム協定から、政党と労働組合の関係を規定する「二つの本質的なメルクマール、異なった機能 (Funktion) とそれぞれに固有の統合 (Integration) ³⁹⁾」を導き出している。そして、この機能の相違性と統合の固有性という二つの尺度が、「あらゆる歴史的・政治的状況——現代も含めて——において正しく用いられなければならない³⁹⁾」と主張する。

他方、ブランドは、マンハイム協定を以下のように評価している。「マンハイム協定は、社会民主党の歴史においてよりも労働組合の歴史においてはるかに重要な意味をもっている⁴⁰⁾」「協定は、長い間論争されてきた労働組合の独立性と政党との同格性を政党に認めさせた。この協定は……労働組合が、中央指導部として“総委員会”を設立した1890年以来、つまり社会主義者法廃止以来たえず大きく前進しつづけてきたという事実を追認したものである(傍点は引用者)⁴⁰⁾」そして「われわれ社会民主主義者は、統一労働組合の原理とその実在を肯定する⁴⁰⁾」と表明して、労働組合の政党政治的・世界観的非拘束性を自明の原理として承認している。

フェッターとブランドは、それぞれマンハイム協定の歴史的意義を評価したあとで、きわめて今日的な問題を取りあげている。中心にあるのは失業の問題である。フェッターは、失業を「民主的秩序の基礎を崩壊させる⁴¹⁾」重大な危機としてとらえ、労働組合の立場から政府・与党である SPD に失業問題の解決を迫っている。これに対してブランドは、いわば政府・与党を代表した形で失業問題に対する取り組み方を説明している。1906年から現代へと問題が急転回するので、全く唐突な感じを受けるが、マンハイム協定当時の政党と労働組合の関係と、今日のそれとの相違がはなはだ対照的に浮き彫りにされて興味深いものがある。現代における両者の関係を考察することは、本稿におけるわれわれの直接の課題ではないが、結論において若干ふれることにしよう。

39) Ebenda, S. 22.

40) Brandt, Willy: Einheitsgewerkschaft und Parteipolitik, in; ebenda, S. 28.

41) Vetter, Heinz Oskar: a. a. O., S. 25.

ところでマッティアスは、マンハイム協定を「当然のかつ満期になった確認」としたが、ブランドも「……事実を追認したもの」と理解している。しかし、ここで確認あるいは追認といわれるとき、たんに1890年代半ば以後の自由労働組合の飛躍的發展という事実だけが確認あるいは追認されたと解釈されてはならない。事実と同時に、その飛躍的發展を支えてきた自由労働組合の指導理念もまた確認ないし追認されたと理解すべきであろう。われわれは先に、マンハイム協定を党と労働組合の間の勝敗問題としてとらえるべきではないというフェッターの見解を示したが、労働組合の指導理念に即してみるかぎりでは、やはりここには勝敗があったといわなければならないであろう。レーギエンら組合指導者たちを導いてきた理念がたしかに勝利を取めたのである。

その指導理念とは、改革主義 (Reformismus) ないし改良主義であった。DGB 議長フェッターは、労働組合運動の発展を「ドイツ労働運動の改革主義への労働組合政策の特別の参与⁴²⁾」としてとらえている。フランスの労働運動理論家マルチネもドイツ労働組合運動の特質を改良主義にみている。⁴³⁾ マンハイム協定は、政党と労働組合の間の関係を新たに秩序づけただけではなく、労働組合的改革主義を公式に認めたものであった。ボルスドルフらは次のように述べている。「マンハイム協定は、政党と労働組合の使命の同権を強調しただけではなく、政党政策の広い部分での協議権を労働組合に保証したものであった。かくして、労働組合を強化してきた改革主義は、政党にとっても綱領的に規定されることになった⁴⁴⁾」と。

シュタインベルクも“労働組合的改革主義の勝利”としてとらえ、総括的に以下のように述べている。「労働組合政策は、大衆ストライキ論争が示していたように、平和を要求していた。ドイツ労働組合がさらに前進するためには平和が必要であったのである。このような労働組合政策を規定していたの

42) Ebenda, S. 21.

43) G・マルチネ『七つの国の労働運動(上)』(熊田 亨訳) 岩波新書, 1979年, 55頁以下。

44) Borsdorf, Ulrich u. a. (Hrsg.) : a. a. O., S. 22.

が改革主義であり、改革主義は、第一次大戦前夜には大多数の政党指導者の政策を規定していた。彼らは実践的な労働者政策を展開した。つまり、既存の国家・社会秩序を基盤として労働者の状態を改善するために闘っていた。賃金労働体制の撤廃という要求は、結局、革命的用語集の部分に留まり、第一次大戦前夜において政党政策や労働組合政策を決定した実践家たちにはもはや真剣には受けとめられなかった⁴⁵⁾」と。

この改革主義の勝利という局面は、全体としての統一労働組合思考の生成と発展を考えていく上で重要である。とりわけ自由労働組合とキリスト教労働組合の接近は、ここにいう労働組合的改革主義の介在なくしてはあり得なかった。マンハイム協定は、二つの派別労働組合の相互関係にとっても重要な歴史的意義をもっていたのである。

V 結 論

1983年3月の総選挙でSPDは大敗し、14年ぶりにCDU/CSUが政権の座に返り咲いた。SPD敗北の原因は、全体としての勤労者層のみならず、組織された勤労者層の支持を大きく失ったことであるといわれている。「高い組織率も熟練労働者の存在も1983年にはSPDの得票減少に対する緩衝装置としては役立たなかった⁴⁶⁾」というわけである。総選挙の結果は、今日におけるSPDと労働組合の関係が、マンハイム協定当時と比べて大きな変化を遂げていることを暗示している。SPDは、総選挙にさいして、もはやかつてのように労働組合の全面的な忠誠を期待することはできないし、また労働組合もその

45) Steinberg, Hans-Josef: a. a. O., S. 134. なお「改良主義」については、シュタインベルク『社会主義とドイツ社会民主党——第一次世界大戦前のドイツ社会民主党のイデオロギー——』時永・堀川訳（御茶の水書房、1983年）207頁以下。

46) Feist, Ursula / Krieger, Hubert / Uttitz, Pavel: Das Wahlverhalten der Arbeiter bei der Bundestagswahl 1983, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 7/1983, Jg. 34, S. 421.

ような忠誠を約束しない。「われわれはもはや、あるひとつの政党とのみ密接な結合関係にあるのではなく、とくに国民政党と理解される諸政党に対して多様な接触を保っている⁴⁷⁾」というフェッターのことばは、政党との関係における労働組合の行動がいつそう複雑かつ変動的になってきていることをうかがわせる。

レプジウスは「両者の関係はつねに具体的なものであり、歴史的に現存する利害状況にしたがって、つねに新たに調整されるものであって⁴⁸⁾」、この利害状況は「今日ではきわめて多様で部分的に対立的である⁴⁸⁾」と指摘している。1906年のマンハイム協定当時、社会民主党と自由労働組合が置かれていた利害状況をもっと詳細に分析してみる必要がある。本稿において、われわれは一応基本的なところは押さえてきた。すなわち、自由労働組合の側では、被用者の利益代表機関としての自らの職務の遂行が組織力の拡大を必然的に要求し、この要請に応えるためには社会民主党に対する従属関係を断ち切る必要があったのである。社会民主党の側では、労働組合から解放されることによってかえって国民政党への道が整備されることになった。

今日における DGB と SPD の関係については、もうひとつのネガティブな側面がある。1981年には228名の SPD 国会議員の中218名が DGB 出身者であった。また DGB およびその傘下の17の単位労働組合の指導部の幹部はほとんど SPD 党员によって占められている。この事実から、シュヴァルツは、両者の間に「密接な連合、緊密な権力結合⁴⁹⁾」が生まれていることに注意を喚起している。全被用者の半数は労働組合に組織されていないし、また組織された被用者のすべてが SPD を支持しているわけではない。キリスト教労働組合総同盟 (CGB) 結成後も DGB 内にふみ留まっている多くのキリスト教労働者たちは、このような事態にたえず不満の意を表明してきた。統一労働組合原理は実質的に侵害されているというのである。これは労働組合の組

47) Vetter, Heinz Oskar : a. a. O., S. 23.

48) *Einheitsgewerkschaft und Parteipolitik*, S. 47.

49) Ebenda, S. 49.

織それ自体の一定の不均衡を示しているが、シュヴァルツは、さらにかかる事態が社会的不均衡の形成につながっていることを指摘する。SPD と DGB の密着は「われわれの自由な制度における一定の不均衡をもたらしている⁵⁰⁾」と。

DGB はたしかに統一労働組合である。フェッターは「今日、われわれにとって自明のことである⁵¹⁾」としている。しかし、統一労働組合の原理が基本的に確認されていることと、それがいかに体现されているかということとは同義ではない。本稿において、われわれは統一労働組合思考の生成と発展をマンハイム協定に照らして考察してみた。しかし統一労働組合の真価が問われるのは DGB 発足以後の時代、つまり第二次大戦以後においてである。この問題は別に検討してみる必要がある。

〔付記〕本稿は、昭和58年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。なお、本稿の一部は、昭和58年12月、松山商科大学における中・四国商経学会24回大会で「西独労使関係の一考察——統一労働組合の生成をめぐって」として報告された。

50) Ebenda, S. 50.

51) Vetter, Heinz Oskar: Vorwort, in; *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*, S. 11.